

令和6年3月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

## 資 料 目 次

(議案第24号)

久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行細則の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(議案第25号)

久喜市共同オンライン分教室に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行細則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>(施設等利用給付認定の申請様式等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 施設等利用給付認定を行ったときの法第30条の5第3項の規定による通知の様式は、<u>施設等利用給付認定通知書</u>（様式第4号）のとおりとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 法第30条の8第3項及び第5項において準用する法第30条の5第2項の規定により施設等利用給付認定の変更の認定を行ったときの同条第3項の通知は、<u>施設等利用給付認定変更通知書</u>（様式第6号）のとおりとする。</p> <p>6 施設等利用給付認定の取消しを行ったときの法第30条の9第2項の規定による通知は、<u>施設等利用給付認定取消通知書</u>（様式第7号）のとおりとする。</p>	<p>(施設等利用給付認定の申請様式等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 施設等利用給付認定を行ったときの法第30条の5第3項の規定による通知の様式は、<u>子育てのための施設等利用給付認定通知書</u>（様式第4号）のとおりとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 法第30条の8第3項及び第5項において準用する法第30条の5第2項の規定により施設等利用給付認定の変更の認定を行ったときの同条第3項の通知は、<u>子育てのための施設等利用給付認定変更通知書</u>（様式第6号）のとおりとする。</p> <p>6 施設等利用給付認定の取消しを行ったときの法第30条の9第2項の規定による通知は、<u>子育てのための施設等利用給付認定取消通知書</u>（様式第7号）のとおりとする。</p>

施設等利用給付認定通知書

久 第 年 月 日 号

様

久喜市長 印

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認定番号	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
住所	
氏名	
生年月日	
決定年月日	
認定区分	
有効期間	
保育の必要性の事由	

保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本市の保育課に於いて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。

(教示)

- 1 審査請求について  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日(1)の審査請求をしたことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分を撤回することができません。
- 2 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6箇月以内であり、久喜市長を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市長を代表する者は、久喜市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

子育てのための施設等利用給付認定通知書

久 第 年 月 日 号

様

久喜市長 印

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

認定番号	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
住所	
氏名	
生年月日	
決定年月日	
認定区分	
有効期間	
保育の必要性の事由	

保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。

教示

- 1 審査請求について  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日(1)の審査請求をしたことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分を撤回することができません。
- 2 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内であり、久喜市長を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市長を代表する者は、久喜市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

施設等利用給付認定変更通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第2項又は第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認定番号	フリガナ
子ども氏名	氏名
生年月日	生年月日
住所	住所
保護者氏名	氏名
生年月日	生年月日
変更年月日	年月日
認定区分	区分
有効期間	期間
保育の必要性の事由	事由
変更理由	理由

(表示)

- 1 審査請求について  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の効力の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市長を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市長を代表する者は、久喜市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

子育てのための施設等利用給付認定変更通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第2項又は第4項の規定により、下記のとおりに変更の認定を行いましたので通知します。

認定番号	フリガナ
子ども氏名	氏名
生年月日	生年月日
住所	住所
保護者氏名	氏名
生年月日	生年月日
変更年月日	年月日
認定区分	区分
有効期間	期間
保育の必要性の事由	事由
変更理由	理由

注意事項

保育の必要性の事由が妊娠・出産、進学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や延長の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。

表示

- 1 審査請求について  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の効力の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市長を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市長を代表する者は、久喜市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

施設等利用給付認定取消通知書

久 第 年 月 日 号

様

久喜市長

印

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認定番号	フリガナ
子ども氏名	氏名
生年月日	生年月日
住所	住所
保護者氏名	氏名
生年月日	生年月日
取消理由	理由

- (敬示)
- 1 審査請求について  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して8箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
  - 2 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

子育てのための施設等利用給付認定取消通知書

久 第 年 月 日 号

様

久喜市長

印

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、下記のとおりの認定の取消しを行いましたので通知します。

記

認定番号	フリガナ
子ども氏名	氏名
生年月日	生年月日
住所	住所
保護者氏名	氏名
生年月日	生年月日
取消理由	理由

- 1 審査請求について  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

久喜市共同オンライン分教室に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則 (案)	現行規則 (旧)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)に基づき、<u>学校</u>に登校することが困難な生徒等の学習の機会を確保するための久喜市共同オンライン分教室の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「共同オンライン分教室」とは、<u>学校</u>に登校することが困難な生徒等に対し、インターネット回線を使用し、同時に双方向型の授業を行うことをいう。</p> <p>2 この規則において「<u>学校</u>」とは、久喜市立学校設置条例(平成22年久喜市条例第86号)別表第1及び別表第2に規定する<u>小学校及び中学校</u>をいう。</p> <p>3 この規則において「<u>生徒等</u>」とは、<u>学校</u>に在籍する<u>児童及び生徒</u>をいう。</p> <p>4 この規則において「<u>中核校</u>」とは、共同オンライン分教室の運営に関して中核を担う学校として久喜市教育委員会(以下「<u>教育委員会</u>」)という。)が指定する<u>学校</u>をいう。</p> <p>(職員の配置及び職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 室長は、中核校の校長とし、<u>副室長は、室長が指定する教員のうち</u>、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)に基づき、<u>中学校</u>に登校することが困難な<u>生徒</u>の学習の機会を確保するための久喜市共同オンライン分教室の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「共同オンライン分教室」とは、<u>中学校</u>に登校することが困難な<u>生徒</u>に対し、インターネット回線を使用し、同時に双方向型の授業を行うことをいう。</p> <p>2 この規則において「<u>中学校</u>」とは、久喜市立学校設置条例(平成22年久喜市条例第86号)別表第2に規定する<u>中学校</u>をいう。</p> <p>3 この規則において「<u>生徒</u>」とは、<u>中学校</u>に在籍する<u>生徒</u>をいう。</p> <p>4 この規則において「<u>中核校</u>」とは、共同オンライン分教室の運営に関して中核を担う学校として久喜市教育委員会(以下「<u>教育委員会</u>」)という。)が指定する<u>中学校</u>をいう。</p> <p>(職員の配置及び職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 室長は、中核校の校長とし、<u>副室長は、中核校の教員のうち</u>、</p>

教育委員会が指定するものとする。

- 3 教員は、教育委員会との協議により、各学校の校長が指定する者とし、その人数は、各学校（中核校を除く。）当たり1人以上とする。

4～7 略

(通室申込み及び申請)

第7条 通室を希望する生徒等の保護者は、通室を円滑に開始するための共同オンライン分教室への仮通室（以下単に「仮通室」という。）について、生徒等が在籍する学校（以下「在籍校」という。）の校長と面談等を行うものとする。

- 2 前項の面談等を行った在籍校の校長は、当該生徒等の仮通室について室長と協議し、室長が適当と認めるときは、仮通室を認めるものとする。

3 略

- 4 仮通室を行っている生徒等の保護者は、通室を希望するときは、在籍校の校長に共同オンライン分教室通室申込書(様式第1号)を提出するものとする。

- 5 在籍校の校長は、前項に規定する通室申込書に係る生徒等の欠席状況及び心理的状況並びに生徒等に対するこれまでの学校対応等を調査し、共同オンライン分教室への通室が適当と認めるときは、教育長に共同オンライン分教室通室申請書(様式第2号)を提出するものとする。

(通室の決定)

教育委員会が指定するものとする。

- 3 教員は、教育委員会との協議により、各中学校の校長が指定する者とし、その人数は、各中学校（中核校を除く。）当たり1人以上とする。

4～7 略

(通室申込み及び申請)

第7条 通室を希望する生徒の保護者は、通室を円滑に開始するための共同オンライン分教室への仮通室（以下単に「仮通室」という。）について、生徒が在籍する中学校（以下「在籍校」という。）の校長と面談等を行うものとする。

- 2 前項の面談等を行った在籍校の校長は、当該生徒の仮通室について室長と協議し、室長が適当と認めるときは、仮通室を認めるものとする。

3 略

- 4 仮通室を行っている生徒の保護者は、通室を希望するときは、在籍校の校長に共同オンライン分教室通室申込書(様式第1号)を提出するものとする。

- 5 在籍校の校長は、前項に規定する通室申込書に係る生徒の欠席状況及び心理的状況並びに生徒に対するこれまでの学校対応等を調査し、共同オンライン分教室への通室が適当と認めるときは、教育委員会に共同オンライン分教室通室申請書(様式第2号)を提出するものとする。

(通室の決定)



第8条 教育長は、前条第5項に規定する申請の内容について審査し、  
通室の可否を決定するものとする。

2 教育長は、通室の可否を決定したときは、共同オンライン分教室  
通室可否決定通知書(様式第3号)により、在籍校の校長に通知するとと  
もに、共同オンライン分教室通室可否通知書(様式第4号)により、速や  
かに生徒等の保護者に通知するものとする。

(報告)

第9条 室長は、共同オンライン分教室通室状況報告書(様式第5号)によ  
り、各生徒等の通室及び学習の状況を教育長及び在籍校の校長に、  
学期ごとに報告するものとする。

(通室終了の手続)

第11条 室長又は在籍校の校長は、保護者から年度の途中で通室を終了  
したい旨の申出を受け、面談等を行い、通室を終了することが適当と  
認めたときは、教育長に報告するものとする。

2 教育長は、前項の報告を受けたときは、室長及び在籍校の校長と  
協議し、年度の途中において通室を終了することが適当であると認め  
るときは、通室の終了を決定するものとする。

3 教育長は、前項の規定による決定をしたときは、共同オンライン  
分教室通室終了決定通知書(様式第6号)により、在籍校の校長に通知す  
るとともに、共同オンライン分教室通室終了通知書(様式第7号)によ

第8条 教育委員会は、前条第5項に規定する申請の内容について審査し、  
通室の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、通室の可否を決定したときは、共同オンライン分教室  
通室可否決定通知書(様式第3号)により、在籍校の校長に通知するもの  
とする

3 在籍校の校長は、前項に規定する通知を受けたときは、共同オンライ  
ン分教室通室可否通知書(様式第4号)により、速やかに生徒の保護者に  
通知するものとする。

(報告)

第9条 室長は、共同オンライン分教室通室状況報告書(様式第5号)によ  
り、各生徒の通室及び学習の状況を教育委員会及び在籍校の校長に、  
学期ごとに報告するものとする。

(通室終了の手続)

第11条 室長又は在籍校の校長は、保護者から年度の途中で通室を終了  
したい旨の申出を受け、面談等を行い、通室を終了することが適当と  
認めたときは、教育委員会に報告するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告を受けたときは、室長及び在籍校の校長と  
協議し、年度の途中において通室を終了することが適当であると認め  
るときは、通室の終了を決定するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による決定をしたときは、共同オンライ  
ン分教室通室終了決定通知書(様式第6号)により、在籍校の校長に通知す  
るものとする

り、速やかに生徒等の保護者に通知するものとする。

4 在籍校の校長は、前項の規定による通知を受けたときは、共同オンライン分教室通室終了通知書(様式第7号)により、速やかに生徒の保護者に通知するものとする。

様式第4号 (第8条関係)

共同オンライン分教室通室可否通知書

年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

久喜市共同オンライン分教室への通室について、下記のとおり通知します。

記

通室の可否	可 ・ 否
児童生徒氏名	
通室期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

様式第4号 (第8条関係)

共同オンライン分教室通室可否通知書

年 月 日

様

久喜市立 中学校  
学校長

久喜市共同オンライン分教室への通室について、下記のとおり通知します。

記

通室の可否	可 ・ 否
生徒氏名	
通室期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

様式第5号（第9条関係）

共同オンライン分教室通室状況報告書

年 月 日

久喜市立  
学校長

学校  
あて

久喜市共同オンライン分教室室長

年 学期の久喜市共同オンライン分教室における通室及び学習の状況について、下記のとおり報告します。

記

学校名		学年・組		第 学年 組	
児童生徒氏名		授業日数 (出席停止 日・忌引 日)		出席日数	
学期の通室状況		出席日数		欠席日数	
月	授業日数	出席停止・ 忌引き等の日数	要出席日数	欠席日数	出席日数
月					
月					
月					
月					
月					
学 習 状 況	教科 評価・評定	国 語 評 価	社 会 評 価	算 数・数 学 評 価	理 科 評 価
	知識・技能	評 定	評 定	評 定	評 定
	思考・判断・表現	評 定	評 定	評 定	評 定
	挨拶・学習態度	評 定	評 定	評 定	評 定
総合的な学習の時間に関する所見					
所見					
記入者：久喜市共同オンライン分教室 副室長					

様式第5号（第9条関係）

共同オンライン分教室通室状況報告書

年 月 日

久喜市立  
学校長

中学校  
あて

久喜市共同オンライン分教室室長

年 学期の久喜市共同オンライン分教室における通室及び学習の状況について、下記のとおり報告します。

記

学校名		学年・組		第 学年 組	
生徒氏名		授業日数 (出席停止 日・忌引 日)		出席日数	
学期の通室状況		出席日数		欠席日数	
月	授業日数	出席停止・ 忌引き等の日数	要出席日数	欠席日数	出席日数
月					
月					
月					
月					
学 習 状 況	教科 評価・評定	国 語 評 価	社 会 評 価	数 学 評 価	理 科 評 価
	知識・技能	評 定	評 定	評 定	評 定
	思考・判断・表現	評 定	評 定	評 定	評 定
	挨拶・学習態度	評 定	評 定	評 定	評 定
総合的な学習の時間に関する所見					
所見					
記入者：久喜市共同オンライン分教室 副室長					

様式第6号(第11条関係)

共同オンライン分教室通室終了決定通知書

久 第 号  
年 月 日

久喜市立 学校  
校長 様

久喜市教育委員会教育長

久喜市共同オンライン分教室の通室を終了しましたので、下記のとおり通知します。

記

通室終了日	年 月 日
児童生徒氏名	
通室期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

様式第6号(第11条関係)

共同オンライン分教室通室終了決定通知書

久 第 号  
年 月 日

久喜市立 中学校  
校長 様

久喜市教育委員会

久喜市共同オンライン分教室の通室を終了しましたので、下記のとおり通知します。

記

通室終了日	年 月 日
生徒氏名	
通室期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

様式第7号 (第11条関係)

共同オンライン分教室通室終了通知書

年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

下記の児童生徒は、久喜市共同オンライン分教室への通室を終了しましたので、通知します。

記

通室終了日	年 月 日
児童生徒氏名	
通室期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

様式第7号 (第11条関係)

共同オンライン分教室通室終了通知書

年 月 日

様

久喜市立 中学校  
学校長

下記の生徒は、久喜市共同オンライン分教室への通室を終了しましたので、通知します。

記

通室終了日	年 月 日
生徒氏名	
通室期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	